



<p>1 納付場所</p> <p>(1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀銀行</li> <li>○みずほ銀行</li> <li>○西日本シティ銀行</li> <li>○郵便局</li> </ul> <p>(2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡銀行</li> <li>○湘和銀行</li> <li>○中央三井信託銀行</li> <li>○佐賀信用金庫</li> <li>○伊万里信用金庫</li> <li>○佐賀西信用組合</li> <li>○農業協同組合</li> <li>○漁業協同組合</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○各県税事務所</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)</li> </ul> <p>インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されなかったため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかったときは、滞納処分を受けさせていただきます。</p> <p>課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることが出来ます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6個月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	--	--

様式第五十四号その1を次のように改める。

様式第54号その1

(表)

<p>77 佐賀県 自動車税 納入領収済通知書 公</p> <p style="text-align: right;">通票控(334号) 加入書(41号)</p> <p style="text-align: right;"> 0</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>登録機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>年 月 日</td> <td>各納付番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">33</p>	口座番号	加入者名	税額	円	登録機関番号	納付番号	納付区分	円	納付期限	年 月 日	各納付番号		<p>佐賀県 自動車税 納入金受領証 (金融機関控) 公</p> <p style="text-align: right;">通票控(334号) 加入書(41号)</p> <p style="text-align: right;"> 0</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>合計額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	税額	円	延滞金額	合計額		円	納付者氏名				<p>佐賀県 自動車税 納税通知書兼領収証書 公</p> <p style="text-align: right;">管理番号:</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>納付期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり徴収しました。</p> <p style="text-align: center;">収入印紙不要</p> <p style="text-align: center;">県税事務所 印</p>	納付番号	納付期限	年 月 日	課税年度	年度		課税区分	延滞金額	円	登録番号	合計額	円
口座番号	加入者名	税額	円																																			
登録機関番号	納付番号	納付区分	円																																			
納付期限	年 月 日	各納付番号																																				
加入者名	口座番号	税額	円																																			
延滞金額	合計額		円																																			
納付者氏名																																						
納付番号	納付期限	年 月 日																																				
課税年度	年度																																					
課税区分	延滞金額	円																																				
登録番号	合計額	円																																				
<p>住所氏名</p> <p>延滞金額</p> <p>合計額</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>納付期限</p> <p>年 月 日</p> <p>課税年度</p> <p>年度</p> <p>課税区分</p> <p>登録番号</p> <p>納付者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>収入印紙不要</p> <p>県税事務所 印</p> <p>(注) コーピー用紙の及び印刷訂正されたものは、コピーを再提出し、納付できません。</p>	<p>納付者氏名</p> <p>延滞金額</p> <p>合計額</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>納付者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>課税年度</p> <p>年度</p> <p>課税区分</p> <p>登録番号</p> <p>納付期限</p> <p>年 月 日</p> <p>収入印紙不要</p> <p>県税事務所 印</p>	<p>「この自動車検査証(総称検査用)と自動車納税証明書とを一緒に保管し、車検に必要に応じて提出してください。」</p> <p>自動車登録番号</p> <p>有効期限</p> <p>年 月 日</p> <p>※福岡県民のみの対応番号 ***で済んだものは、無効です。</p> <p>収入印紙不要</p> <p>県税事務所 印</p> <p>(裏面に記載してください)</p>																																				

(其)

<p>自動車税納税証明書について</p> <p>1 自動車税の継続検査に必要な納税証明書を表面のとおり設けておきますので、自動車検査証とともに保管し、自動車の継続検査のときに提示してください。</p> <p>なお、この証明書は、自動車の継続検査以外には使用することができません。「自動車登録番号」欄に×××の印があるものは、現在在籍地で自動車税若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者(自動車販売会社)が自動車税を納付したものです。</p> <p>このような場合は、この証明書は、使用することができませんので、県税事務所にご相談ください。</p> <p>納期限までインターネット又は Pay-easy 対応の ATM で納付された場合は、納税証明書は後日送付いたします。この場合には、納税されたから納税証明書がお手元に届くまで、納税証明書を必要とする方には、金融機関等の窓口で納付してください。</p>	<p>1 納期限後に納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。</p> <p>2 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができ、</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することにできます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>3 納付場所</p> <p>(1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀銀行</li> <li>○みずほ銀行</li> <li>○西日本シティ銀行</li> <li>○郵便局</li> <li>○佐賀共栄銀行</li> <li>○三井住友銀行</li> <li>○九州労働金庫</li> </ul> <p>(2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡銀行</li> <li>○親和銀行</li> <li>○中央三井信託銀行</li> <li>○佐賀信用金庫</li> <li>○伊万里信用金庫</li> <li>○農業協同組合</li> <li>○漁業協同組合</li> <li>○佐賀県信用農業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用農業協同組合連合会(本・支所)</li> <li>○筑邦銀行</li> <li>○大川信用金庫</li> <li>○唐津信用金庫</li> <li>○杵島信用金庫</li> <li>○佐賀東信用組合</li> <li>○商工組合中央金庫</li> <li>○各県税事務所</li> </ul> <p>パーソナルの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セブンイレブン</li> <li>○ファミリーマート</li> <li>○デイリーヤマザキ</li> <li>○ローソン</li> <li>○ポプラ</li> <li>○ヤマザキデイリーストア</li> </ul> <p>インターネット及び Pay-easy 対応の ATM からも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)を御参照ください。</p>
--	---	--

様式第六十七号を次のように改める。

様式第67号

(表)

77  佐賀県  筑後税  **納入額 収済通知書 公**

両面印刷  
加入者印  
加入者印

口座番号	加入者名	税額	円
受納機関 番号	納付 番号	納付 区分	円
年 月 日		期別	
納期限		納付 備考	

**33**

延滞金額		合計税																					
<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td> </tr> </table>	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				

領収書  
 領収金  
 領収票

領収書  
 領収金  
 領収票

(注)「ユーピー」印は、もろぬ、 口角を正しく、また、 コピーでプリントしては 納付できません。	領収 年 度 年 月 日 付 印
---	------------------------------

佐賀県  筑後税  **納入通知書兼領収証書 公**

両面印刷  
加入者印  
加入者印

口座番号	加入者名	税額	円
延滞金額	合計税		

納入通知書	領収証書
-------	------

延滞金額 合計税	領収 年 度 年 月 日 付 印
-------------	------------------------------

(注)「ユーピー」印は、もろぬ、 口角を正しく、また、 コピーでプリントしては 納付できません。	領収 年 度 年 月 日 付 印
---	------------------------------

納付備考

納付番号 延滞金額 合計税	領収 年 度 年 月 日 付 印
---------------------	------------------------------

納付番号 延滞金額 合計税	領収 年 度 年 月 日 付 印
---------------------	------------------------------

地方税法第178条及び佐賀県条例第121条の規定により、  
 上記のとおり課税しましたので、納期限までに裏面を記載の納付  
 増徴で納めてください。

年 月 日  
 県税事務所長 印

(裏面もご覧ください)

収入印紙不要

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀銀行</li> <li>○みずほ銀行</li> <li>○西日本シティ銀行</li> <li>○郵便局</li> </ul> <p>(2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡銀行</li> <li>○湘和銀行</li> <li>○中央三井信託銀行</li> <li>○伊万里信用金庫</li> <li>○佐賀西信用組合</li> <li>○農業協同組合</li> <li>○漁業協同組合</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会</li> <li>○各県税事務所</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)</li> </ul> <p>インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されなかったため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかったときは、滞納処分を受けさせていただきます。</p> <p>課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることが出来ます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6個月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	--	--



(裏)

<p>納付場所</p> <p>国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀銀行</li> <li>○みずほ銀行</li> <li>○西日本シティ銀行</li> <li>○郵便局</li> </ul> <p>佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡銀行</li> <li>○福岡銀行</li> <li>○親和銀行</li> <li>○中央三井信託銀行</li> <li>○佐賀信用金庫</li> <li>○伊万里信用金庫</li> <li>○佐賀西信用組合</li> <li>○農業協同組合</li> <li>○漁業協同組合</li> <li>○佐賀県信用農業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)</li> </ul> <p>インターネットの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セブンイレブン</li> <li>○ファミリーマート</li> <li>○デイリーヤマザキ</li> <li>○ローソン</li> <li>○ポプラ</li> <li>○ヤマザキデイリーストア</li> </ul> <p>インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)を御参照ください。</p>		
---	--	--



様式第百七号中

軽油引取税	年	月分	から	年	月分	まで	枚
酒類販売許可申請							枚
未納の税額がない旨の証明	1	全税目					枚
	2	特定税目					枚

を

軽油引取税	年	月分	から	年	月分	まで	枚
産業廃棄物税	年	月分	から	年	月分	まで	枚
酒類販売許可申請							枚
未納の税額がない旨の証明	1	全税目					枚
	2	特定税目					枚

このひる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷